

5 高農マ第1042号
令和6年2月13日

高知県西部地方卸売市場 開設者 様

高知県農業振興部農産物マーケティング戦略課長
(公印省略)

食品衛生法の改正による漬物製造業等に係る営業許可の取得について (情報提供)

日ごろより、卸売市場行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年6月に公布された食品衛生法の改正により、営業許可を必要とする業種の見直しが行われ、漬物製造業などが新たに許可業種に追加されました。

この改正法の施行日である令和3年6月1日より前から漬物製造業を営まれている方が、令和6年6月1日以降も引き続き営業する場合は、令和6年5月31日までに営業許可を取得する必要があるとされています。

このため、令和6年6月1日以降に漬物を製造し、卸売市場内で卸売業者に対し漬物の販売(委託)を行う出荷者については、漬物製造業の営業許可を取得している必要がありますので、ご留意ください。

併せて、貴市場関係者に対し、本改正内容について周知いただきますようお願いいたします。

なお、食品衛生法に基づく営業許可の取得方法など詳細につきましては、当該製造業者の所在地を所管する高知市保健所又は県福祉保健所(別紙参照)に、直接ご相談いただきますようお願いいたします。

○本通知書に関する問合せ先

農産物マーケティング戦略課 表示・市場担当

電話 088-821-4541

別紙 「所管市町村別の保健所一覧」

所管市町村名	保健所名	電話番号
高知市	高知市保健所生活食品課	088-822-0588
宿毛市、土佐清水市、四万十市、 黒潮町、大月町、三原村	高知県幡多福祉保健所	食品担当 0880-34-5119 代 表 0880-34-5979
須崎市、中土佐町、梶原町、 津野町、四万十町	高知県須崎福祉保健所	食品担当 0889-42-1999 代 表 0889-42-1875
南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、 土佐町、大川村	高知県中央東福祉保健所	食品担当 0887-53-3190 代 表 0887-53-3171
土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、 越知町、日高村	高知県中央西福祉保健所	食品担当 0889-22-2588 代 表 0889-22-1240
室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、 安田町、北川村、馬路村、芸西村	高知県安芸福祉保健所	食品担当 0887-34-3173 代 表 0887-34-3175